

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また日頃より当会の運営にご支援ご協力賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大から早3年が過ぎようとしています。この間、国や県では実質無利子の融資制度や持続化給付金等の施策を講じ、緊急的な資金繰り対策を継続してき

まことに、新年あけましておめでとうございます。



## 会長挨拶

ました。しかし今後、これまでのような施策は予定されておらず、事業者自らが環境の変化に対応していくかなくてはならない時期にきています。

一方で、ウクライナ情勢の悪化や世界的な物価上昇等の経済的要因、人引上げやインボイス制度の対応などの政治的要因、人口減少などによる社会的要因により、中小・小規模事業者を巻き経営環境は非常に厳しい状況と言えます。

当会では中小・小規模事業者を支援する地域で唯一の支援機関として、目まぐるしく変化する社会に対応できる支援体制を構築するため、職員の支援ノウハウ向上及び他の支援機関と連携し、皆様の相談に幅広く応えてまいります。些細なことでも構いませんのでお

# 商工会だより

第56号  
令和5年1月  
発行 上毛町商工会  
☎ 72-3195

気軽にご相談いただければ幸いです。

最後になりましたが、会員皆様の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、年頭にあたつてのご挨拶とさせていただきます。

上毛町商工会

会長 穴田 矢正

### 商工会費及び手数料 基準の改定について

改正の内容（一部抜粋）	
○個人事業主の会費の改正	現行 800円／月
改正後 1,200円／月	

令和4年5月26日に開催された第61回通常総会において、令和5年4月1日から会費手数料の徴収基準を次とのおり改正させていたしました。

詳細については、商工会ホームページをご覧ください。

### ▼改正の理由

○当会は、インボイス制度開始にあたり適格請求書発行事業者となります。これにより、新たに発生する消費税額に対し価格転嫁が必

会員事業所の皆さまにおかれましては、出費多端な折誠に恐縮ではございますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。



### 制度の特長

#### ① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が病業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 [受付時間] 平日 9:00~17:00

#### ② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

#### 共済金の受取権は差押禁止

共済金・解約手当金の受取権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止権として保護されます。

#### ③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合には「退職所得扱い」、分割の場合には「公的年金等の離所得扱い」です。



## 小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又は  
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済 検索



Be a Great Small.  
中小機構



## 《税務無料相談》

今年の確定申告の期間は、2月16日（木）から3月15日（水）です。帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は3月31日（金）までです。

- ▼申込方法  
日程調整を行いますので、事前に商工会にご連絡ください。  
(TEL: 72-3195)
- ▼開催日  
2月6日～3月13日  
(毎週月曜日)



青年部セミナーの様子

商工会では、毎週月曜日に専門家（税理士）を招いて、個別の無料相談会を実施いたします。

- ・インボイスに関すること
- ・申告に関すること
- ・経理処理に関すること
- など幅広く対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

現在、上毛町商工会は青年部員12名で活動を行っています。青年部活動の中には、素晴らしい出会い、学びの場が数多くあります。ぜひ一緒に青年部活動をしてみませんか？

昨年は、補助金に関する知識習得を目的としたセミナーを開催した他、地域活性化事業として大池公園を活用したオートキャンプ事業を実施しました。

若手経営者が自分たちで考え、力を合わせ行う事業化を実施しました。

## 青年部活動報告



キャンプ事業の様子



キャンプ事業の様子

は、部員相互の自己研鑽にも繋がっています。若手事業者の方、後継者として育てたいという方がいらっしゃいましたら商工会までご連絡いただければ幸いです。

## 融資制度のご案内

### 緊急経済対策資金 (物価高騰特別枠)

#### 新型コロナウイルス 感染症特別貸付

#### ▼融資対象者

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者

**▼融資限度額** 3千万円  
**▼融資期間** 10年以内  
**▼金利** 1・3%  
**▼保証料** なし  
**▼申込期限** 令和5年3月31日

#### ▼融資対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している事業者

**▼融資限度額** 8千万円  
**▼融資期間** 最長20年  
**▼金利** 基準利率  
**▼申込期限** 令和5年3月31日

※セーフティネット保証5号の認定、又は、直近3ヶ月の平均利益率が過去3年間のいずれの年の同期比15%以上減少していることについて商工会の認定を受けていることが条件です。

いずれも、令和5年3月31日までの制度です。計画的にご利用ください。

## 令和4年度補助金申請等の支援実績について

12月31日現在の補助金等に関する申請件数は左記のとおりです。

・経営革新計画	3件
・経営革新原油高騰等 (経費削減枠) (計画推進枠)	5件
・ものづくり補助金	3件
・持続化補助金	1件
・新たな観光地域	1件
・づくり補助金	1件
・上毛町創業促進 支援事業助成金	2件
・その他事業計画作成支援 申請件数	3件
合計19件	

販路拡大や新たな事業への挑戦、他社との差別化を図るための革新的な事業を検討している事業者がいらっしゃいましたら、是非お話を聞かせてください。

## 補助金申請を目指す皆様へ

補助金を申請する場合、事前に各種補助金の要綱を確認いただきご相談ください。

また、補助金申請にあつては、事業計画書を提出しなければなりません。事業計画書には自社の強み、弱み、外部環境等を記載し、自社の経営資源などを活かしてどのような事業を展開していくのかを記載していく必要があります。申請書作成支援にあたっては時間をおこしますので、早めにご相談ください。

また近年、電子申請を条件としている補助金が多く見受けられます。申請する補助金に応じて事前にGビズIDを取得してください。GビズIDを取得するには、最低でも3週間の期間を要しますのでお早めに申請してください。

## 事業承継・引継ぎ 支援センター

なっています。

十分な事業承継対策を行つていなかつたために会社の業績が悪化してしまったケースも存在しております。早期の事業承継は重要な課題といえます。

## 事業承継・引継ぎ支援セ

ンターは、このような現状に対し円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立された事業承継専門の支援機関です。

事業承継は、親族内承継や親族外承継(M&A等)等があります。事業承継には、5~10年の期間がかかるといわれています。事業承継を検討されている方は、商工会までお気軽にご相談ください。

## 保険診断サービス

会の専門家チームが診断を行い、事業者の皆さまに寄り添つた保険の見直しを提案しています。保険の見直しは、資金繰り改善の第一歩です。保険の見直しをご検討されている方は是非商工会へご相談ください。

## 令和5年度プレミアム商品券発行事業について

令和5年度のプレミアム商品券発行事業につきましては、デジタル化社会の実現に向けた福岡県の意向もあり、現行の紙媒体商品券に加えキャッシュレス商品券を発行させていただく予定です。

事業所の皆さまにおかれましては不安もあるかとは思いますが、スムーズな手続きができるよう支援体制を整備してまいりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。尚、詳細については、内容が決まり次第ご案内いたします。



## 中小企業倒産防止共済制度

# 経営セーフティ共済



経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」ときの資金繰り手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Be a Great Small.  
中小機構

共済相談窓口 TEL. 050-5541-7171  
【受付時間】平日 9:00~17:00

## 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

2 貸付条件は無担保・無保証人

3 掛金は税法上  
捐金(法人)または  
必要経費(個人事業)に

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額になります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(償還期間6か月を含む)で月均償還額です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボット なら24時間・365日お問い合わせをお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又は  
ホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済 検索



2021.6